

第1章 計画の策定にあたって

1. これまでの経緯

社会福祉法人福生市社会福祉協議会(以下「福生市社協」という)では、地域福祉を推進していくために「第1期福生市地域福祉活動計画(福生ふくしプラン)」を平成7年に策定し、平成15年に「第2期福生市地域福祉活動計画」、平成23年に「第3期福生市地域福祉活動計画」、平成30年度に「第4期福生市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

「第4期福生市地域福祉活動計画」の計画期間は令和2年度までとし、行政の策定した「第6期福生市地域福祉計画」と歩調を合わせ「第5期福生市地域福祉活動計画」を策定しました。

このような経緯で策定された「第5期福生市地域福祉活動計画」が令和7年度をもって終了することから、これまでの取組の評価と課題、本市の福祉を取り巻く情勢を踏まえ、「第6期福生市地域福祉活動計画」を策定します。

2. 「社会福祉協議会」と計画の位置づけ

① 社会福祉協議会とは

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。

地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、地域住民・社会福祉関係者・保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携・協働しながら、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力などさまざまな活動を行っています。

② 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進のため、今ある地域の課題を洗い出し、その解決に向けて、どのような地域づくりを行っていくのかを示した民間の活動・行動計画です。社会福祉協議会が中心となり、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と協力しながら策定します。

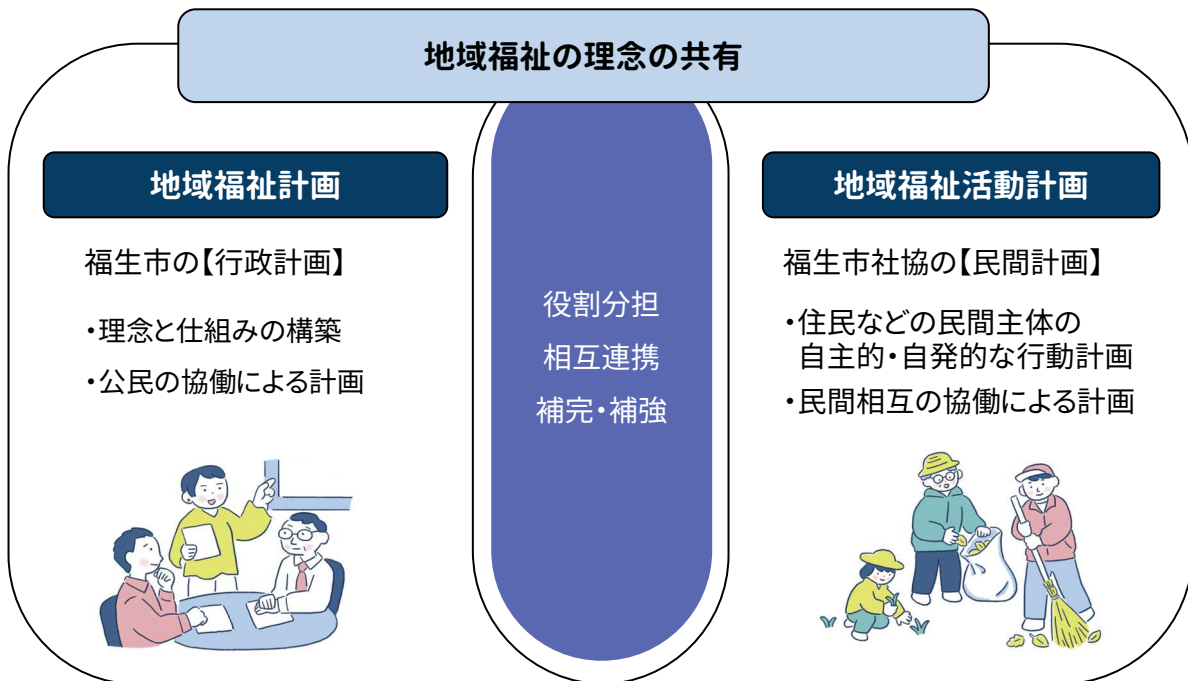
③ 地域福祉計画との関係

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

「福生市地域福祉計画」は地域福祉を進めるための「理念」や「仕組み」を、「福生市地域福祉活動計画」は地域福祉を進める住民主体の自主的・自発的な行動計画を定めた計画です。

ともに地域福祉の推進をめざすものであるため、福生市と福生市社協が基本理念、基本目標を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携しながら地域福祉を進めていきます。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



④ SDGs との関係

SDGs(持続可能な開発目標 エスディー・ジーズ)は、「Sustainable Development Goals」を省略したもので、平成 27 年9月に国連サミットで採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱えるさまざまな問題の解決をめざし、平成 28 年から令和 12 年までを期間として、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

本計画がめざす基本理念、福生市における地域共生社会の実現にあたって SDGs の 17 のゴールやターゲットに関連するものを第4章に示し、「誰一人取り残さない社会」をめざします。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標10 [不平等] 国内及び各国間間の不平等を是正する。
	目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する。
	目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。		目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。		目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。		目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

出典:外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」(平成 29 年3月)

3. 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4. 計画策定の体制

本計画は、以下の体制により策定します。

① 福生市地域福祉活動計画策定のための住民懇談会

市内小地域福祉地区の運営スタッフを対象にグループワークを実施し、身近な地域の課題や、地域を良くするためのアイデアなどへのご意見をいただきました。

●令和7年6月10日(火) 参加者21人

② 福生市地域福祉活動計画推進委員会

学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、市民代表、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「福生市地域福祉活動計画推進委員会」において審議のうえ策定します。

また、計画(案)について、市民意見を聴取するパブリック・コメント手続を実施し、寄せられた意見を計画に反映します。

③ 第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査

そのほか、福生市が「福生市地域福祉計画」の策定にあたり行った「第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査」の結果や得られた課題を共有します。

●市民調査(18歳以上の市民3,000件配付、回収数967件)

●地域福祉関連団体調査・ヒアリングの実施(123件配付、回収数82件、11団体にヒアリングを実施)